

○工事等における入札・契約の過程における 苦情処理要綱の制定について

平成14年8月19日 建情第347号

各部長、各種委員会事務局長、議会議務局長、
各部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林
務部長、建設部長、出納局長

〔沿革〕 平成15年5月2日建情第102号、20年3月10日第1334号、22年3月31日第1152号、令和3年3月31日建管第1810号改正

このことについて、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び法律第15条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、別紙のとおり「工事等に係る入札・契約の過程における苦情処理要綱」を定めたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、再苦情申立てに係る事務処理要領（平成7年6月26日付け管理第324号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「再苦情申立てに係る事務処理要領の制定について」）は廃止します。

農政部事業調整課契約指導係
水産林務部総務課工事管理係
建設部建設管理室建設情報課工事管理係
出納局総務課企画係

工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱

第1 趣旨

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び法第15条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）を踏まえ、入札及び契約の過程に関する苦情の処理について必要な事項を定める。

第2 対象となる工事及び委託業務

この要綱は、次に掲げる工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）を対象とする。

- (1) 制限付一般競争入札実施要領（平成12年5月31日付け建情第368号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「制限付一般競争入札実施要領の制定について」。以下「制限付要領」という。）に基づく制限付一般競争入札による工事
- (2) 地域限定型一般競争入札実施要領（平成12年8月10日付け建情第818号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「地域限定型一般競争入札実施要領の制定について」。以下「地域限定型要領」という。）に基づく地域限定型一般競争入札による委託業務
- (3) 「委託業務における公募型競争入札の試行に関する取扱いについて」（平成13年3月29日付け建情第2324号農政部長、水産林務部長、建設部長通達。以下「公募型競争入札取扱い」という。）に基づく公募型競争入札による委託業務
- (4) 前号に掲げる方式以外の指名競争入札（以下「通常指名競争入札」という。）による工事等
- (5) 随意契約による工事等（道の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が250万円を超えない工事及び予定価格が100万円を超えない設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務を除く。）

第3 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

1 苦情の申立てができる者

苦情の申立てができる者は、次のとおりとする。

- (1) 制限付一般競争入札及び地域限定型一般競争入札
一般競争入札参加資格審査申請書を提出した者で、支出負担行為担当者等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第9条第3項に定める支出負担行為に相当する行為を行う地方部局長並びに財務規則第204条の19及び第204条の20の規定により公有財産取得事務の依頼を受けた部長を含む。）が入札参加資格がないと認めた者
- (2) 公募型競争入札
競争入札参加申請書を提出した者で、支出負担行為担当者等から指名されなかったもの（競争入札参加申請書を提出した者が、指名対象者としての要件を満たさなかった者を含む。）
- (3) 通常指名競争入札
通常指名競争入札に指名されなかった者（当該通常指名競争入札に指名された者と同じの競争入札参加資格を有する者で、競争入札参加資格の申請に係る建設工事等競争入札参加資格申請書付票（競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」）

別記第6号様式)の「契約履行が可能な地域を所管する主な発注機関」欄の記載において、当該通常指名競争入札を執行した支出負担行為担当者等の所管する区域を選択している場合に限る。)

(4) 随意契約

随意契約の相手方とならなかった者(当該契約と同一の競争入札参加資格を有する者又は工事においては資格の種類に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の建設工事の種類について建設業の許可を有する者(建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。)に限る。)

2 苦情申立てができる範囲

苦情申立てができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 制限付一般競争入札及び地域限定型一般競争入札
支出負担行為担当者等が入札参加資格がないと認めた理由
- (2) 公募型競争入札
支出負担行為担当者等が指名しなかった理由
- (3) 通常指名競争入札
支出負担行為担当者等が指名しなかった理由
- (4) 随意契約
支出負担行為担当者等が随意契約の相手方として選定しなかった理由

3 施行成績評定に係る苦情の申立て

第2の対象となる工事及び委託業務の契約の相手方は、受注した工事等に係る施行成績の評定結果の通知(北海道請負工事施行成績評定要領(平成10年2月18日付け建令第86号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」。以下「工事施行成績評定要領」という。)第6及び北海道工事関係委託業務施行成績評定要領(平成14年3月27日付け建令第195号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「北海道工事関係委託業務施行成績評定要領の制定について」。以下「委託業務施行成績評定要領」という。)第6に定める通知をいう。)について、苦情の申立てを行うことができるものとする。

第4 苦情の申立ての手続

1 制限付一般競争入札

制限付一般競争入札における苦情の申立ての手続は、制限付要領6の(2)から(7)までの定めによる。

2 地域限定型一般競争入札

地域限定型一般競争入札における苦情の申立ての手続は、地域限定型要領6の(2)から(7)までの定めによる。

3 公募型競争入札

公募型競争入札における苦情の申立ての手続は、公募型競争入札取扱い6の(4)及び7の(1)から(5)までの定めによる。

4 通常指名競争入札

- (1) 通常指名競争入札に指名されなかった者は、入札執行後、指名業者名を公表した日から10日(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、指名されなかった理由を求めることができるものとする。
- (2) 通常指名競争入札に指名されなかった者が(1)の理由を求める場合は、支出負担行為

担当者等に対し、書面によりこれを行わせるものとする。

- (3) 支出負担行為担当者等は、通常指名競争入札に指名されなかった者から指名されなかった理由を求められたときは、求められた日から5日以内に、別記第1号様式により回答するものとする。この場合において、回答をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に指名されなかった理由について説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。
- (4) 通常指名競争入札に指名されなかった者が(3)の説明を求める場合は、支出負担行為担当者等に対し、書面によりこれを行わせるものとする。
- (5) 支出負担行為担当者等は、通常指名競争入札に指名されなかった者から、書面により指名されなかった理由の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に別記第2号様式により回答するものとする。この場合において、指名されなかった理由についての説明に不服がある場合は回答を受け取った日から5日（休日を含まない。）以内に再苦情の申立てを行うことができる旨を併せて通知するものとする。

5 随意契約

- (1) 随意契約の相手方として選定されなかった者は、随意契約の締結後、契約の相手方を公表した日から10日（休日を含まない。）以内に、随意契約の相手方として選定されなかった理由を求めることができるものとする。
- (2) 随意契約の相手方として選定されなかった者が(1)の理由を求める場合は、支出負担行為担当者等に対し、書面によりこれを行わせるものとする。
- (3) 支出負担行為担当者等は、随意契約の相手方として選定されなかった者から随意契約の相手方として選定されなかった理由を求められたときは、求められた日から5日以内に別記第3号様式により回答するものとする。この場合において、回答をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に随意契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。
- (4) 随意契約の相手方として選定されなかった者が(3)の説明を求める場合は、支出負担行為担当者等に対し、書面によりこれを行わせるものとする。
- (5) 支出負担行為担当者等は、随意契約の相手方として選定されなかった者から、書面により随意契約の相手方として選定されなかった理由の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に別記第4号様式により回答するものとする。この場合において、随意契約の相手方として選定されなかった理由についての説明に不服がある場合は回答を受け取った日から5日（休日を含まない。）以内に再苦情の申立てを行うことができる旨を併せて通知するものとする。

6 施行成績評定に係る苦情の申立ての手続

施行成績評定に係る苦情の申立ての手続は、工事施行成績評定要領第8及び委託業務施行成績評定要領第8の定めによる。

第5 再苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

- 1 再苦情の申立てができる者
第4に定めるところにより再苦情の申立てを行うことができる旨の通知を受けた者
- 2 再苦情の申立てができる範囲
苦情の申立てに対する支出負担行為担当者等の説明内容

第6 再苦情の申立ての手続

- 1 支出負担行為担当者等は、再苦情の申立てを行おうとするものがあるときは、別記第5号様式により行わせるものとする。
- 2 支出負担行為担当者等は、再苦情の申立てがあったときは、3に定める場合を除き、別記第6号様式により速やかに北海道入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。この場合において、部局長（教育長及び警察本部長を除く。以下この項において同じ。）である支出負担行為担当者等にあつては関係の部長等を、地方部局長である支出負担行為担当者等にあつては関係の部局長及び部長等（教育委員会及び公安委員会の管理に属する機関の長である地方部局長である支出負担行為担当者にあつては、関係の部局長及び教育長又は警察本部長）を經由して依頼するものとする。
- 3 支出負担行為担当者等は、第4に定める申立期間を経過したもののその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、再苦情の申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。
- 4 3の定めるところにより再苦情の申立てを却下したときは、支出負担行為担当者等は別記第7号様式により申立てを行ったものに通知するものとする。
- 5 入札監視委員会による審議は、再苦情の申立てを行った者及び支出負担行為担当者等から提出された書面その他入札監視委員会が必要と認める方法により行うものとする。
- 6 入札監視委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を支出負担行為担当者等に報告するものとする。
- 7 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。
- 8 支出負担行為担当者等は、再苦情の申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、別記第8号様式によりその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い支出負担行為担当者等が講じようとする措置の概要を再苦情の申立てを行った者に対し明らかにするものとする。

第7 要綱及び苦情処理結果の公表

- 1 部長等、部局長及び地方部局長は、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の3に規定する閲覧所において、この要綱を公表するものとする。
- 2 苦情の申立てを行った者及び再苦情の申立てを行った者に対し回答を行ったときは、支出負担行為担当者等は、前項の閲覧所において、当該回答の内容を公表するものとする。
- 3 2の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

第8 その他

苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げるものではない。